

## ○新富町地域支えあい活動支援事業補助金交付要綱

令和2年7月22日

告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に規定する一般介護予防事業に基づき実施される地域住民主体の団体等（以下「団体等」という。）が、互助の力で地域住民を支える仕組みを構築し、住民主体による介護予防の取り組みに対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新富町補助金等の交付に関する規則（昭和46年新富町規則第11号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、介護予防を目的とした訪問による生活支援や、住民ボランティアの活動等の多様な支援とする。

(補助対象団体等)

第3条 補助金の交付を受け、事業を実施することのできる団体等は、次の各号のいずれにも該当する団体等とする。

- (1) 町内で活動する構成員（第1号被保険者すべてとその支援のための活動に関わる人）が5名以上の団体
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (3) 新富町暴力団排除条例（平成23年新富町条例第10号）に規定する暴力団関係者の統制下にある団体ではないこと。
- (4) 事業を着実に実行でき、適切な事業運営が確保できると町長が認める団体

(補助対象経費)

第4条 補助金は、別表に定めるところにより、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 団体等に関する概要書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）に

より補助金交付申請者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（変更申請）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金事業変更承認申請書（様式第6号）に第5条各号に掲げる書類のうち変更のある書類を添えて申請し、町長の承認を受けなければならない。

- （1） 補助事業を中止しようとするとき。
- （2） 補助金の額を変更しようとするとき。
- （3） 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

（変更承認）

第8条 町長は、前条の規定による変更承認申請を受けたときは、その内容を審査し、変更することが適切と認めるときは、変更の承認を補助金事業変更承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第9条 この補助金は概算払により交付するものとする。

2 前項の規定により概算払を受けた者は、事業完了後速やかに清算を行わなければならない。

（月次報告）

第10条 補助対象団体は、月毎の実施状況を翌月10日までに次に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- （1） 月次報告書（様式第8号）
- （2） 活動内容報告書（様式第8号別紙）

（実績報告）

第11条 補助対象団体は補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときのいずれか早い日から起算し、1か月以内の実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第10号）
- （2） 収支決算書（様式第11号）
- （3） その他町長が必要と認める書類

（補助金交付決定の取り消し）

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 虚偽の申請その他不正行為があったとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知

書（様式第12号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象団体に対し、期限を定めてその返還をさせるものとする。

2 町長は交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助対象団体に対し期限を定めてその返還をさせるものとする。

（補助対象事業の経理等）

第14条 補助対象団体は、補助対象事業について会計帳簿を備え、他の経理と区別して補助対象事業の収支額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかねばならない。

2 補助対象団体は、前項の会計簿とともに領収書等の関係書類を補助対象事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（事務所管）

第15条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、新富町役場あんしん長寿課において処理する。

（令6告示37・一部改正）

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第37号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	基準額
介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活支援に対する間接経費（人件費、物品購入費、印刷費、交通費、光熱水費、通信費、保険料、賃借料、会場使用料、研修講師謝礼等第2条に定める目的のために必要な諸経費）	年額360,000円 （年度途中から開始する場合は実施月数×30,000円を上限とする。）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

新富町長 殿

住 所

氏 名

⑩

補 助 金 交 付 申 請 書

年度新富町地域支えあい活動支援事業補助金については 円を交付されるよう補助金等の交付に関する規則第6条及び新富町地域支えあい活動支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請する。

添付書類

- 1 団体等に関する概要書（様式第2号）
- 2 事業計画書（様式第3号）
- 3 収支予算書（様式第4号）

様式第2号（第5条関係）

団 体 等 に 関 す る 概 要 書

団体等名	
事務所等の所在	
代 表 者 名	
設 立 時 期	年 月
構 成 員	名
団体等の概要	1 設立の目的  2 主な活動内容  3 その他

（備考）構成員が確認できる書類（名簿等）を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

事業計画書

実施年月日	内 容

様式第4号（第5条関係）

収 支 予 算 書

収入

（単位：円）

科 目	予 算 額	備 考
計		

支出

（単位：円）

科 目	予 算 額	備 考
計		

様式第5号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

新富町長



年度新富町「地域支えあい活動支援事業」補助金交付決定について

年 月 日付けで交付申請のあった 年度新富町地域支えあい活動支援事業補助金については、補助金等の交付に関する規則第7条第1項の規定により次のとおり交付することに決定したから通知する。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件
  - (1)
  - (2)
  - (3)

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、新富町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、新富町（訴訟において新富町を代表する者は新富町長となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えをすることはできません。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

新富町長 殿

住 所

氏 名 ㊟

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定を受けた新富町地域支えあい活動支援事業補助金については、下記のとおり申請内容を変更したいので承認を願います。

変 更 内 容	1 変更	2 中止
理 由		

添付書類

- 1 事業計画書（様式第3号）
- 2 収支予算書（様式第4号）

様式第7号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

新富町長

印

補助金事業変更承認通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、 年度新富町地域支えあい活動  
支援事業補助金については、下記の通り変更を承認しましたので、新富町地域支え  
あい活動支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 承認した変更の内容  
事業計画の [ 変更 ・ 中止 ]
- 2 変更後の補助金交付決定額 円

新富町地域支えあい活動支援事業 月次報告書

年 月 日

新富町長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

新富町地域支えあい活動支援事業 月次報告書  
( 年 月提供分)

新富町地域支えあい活動支援事業における実施内容について、下記のとおり報告します。

記

1 生活支援

(1) 利用者内訳

延べ利用人数 (65歳以上)	要支援1	要支援2	要介護1～5	非該当・不明

(2) 利用内容及び提供時間  
別紙のとおり

(3) サービスの提供に要した延べ人数  
別紙のとおり

2 多様な活動(通いの場) 【実施 有 ・ 無 】

(1) 開催日

(2) 利用者内訳

延べ利用人数 (65歳以上)	要支援1	要支援2	要介護1～5	非該当・不明

(3) 内容

3 その他多様な活動 【実施 有 ・ 無 】

具体的内容

4 地域課題の把握(地域の課題となっているもの、必要とされる資源があればご記入ください)

様式第8号別紙(第10条関係)

新富町地域支えあい活動支援事業 (生活支援のみ)月次報告書 別紙

大分類	小分類	延べ利用件数	延べ利用時間	延べ従業者数
掃除	室内清掃			
	室外清掃			
	庭作業(剪定、草取り等)			
	家具移動			
	窓拭き			
	その他( )			
洗濯	洗濯			
	その他( )			
調理	調理			
	その他( )			
買い物	買い物代行			
	その他( )			
外出 付き添い	買い物付き添い			
	外出付き添い(通院・散歩等)			
	車を利用した外出付き添い(買い物含む)			
	その他( )			
見守り	見守り、傾聴			
	安否確認			
	その他( )			
その他	小修理(家具修理、電球交換、裁縫等)			
	PC等操作補助			
	書類代筆			
	その他( )			
	その他( )			
	その他( )			

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

新富町長 殿

住 所

氏 名

⑩

補 助 金 実 績 報 告 書

年度新富町地域支えあい活動支援事業補助金については補助金等の交付に関する規則第9条及び新富町地域支えあい活動支援事業補助金交付要綱第11条の規定によりその実績を関係書類を添えて報告する。

添付書類

- 1 事業実績書（様式第9号）
- 2 収支決算書（様式第10号）

様式第 10 号 (第 11 条関係)

事業実績書

実施年月日	内 容	参加人数

様式第 11 号 (第 11 条関係)

収 支 決 算 書

収入

(単位:円)

科 目	決 算 額	備 考
計		

支出

(単位:円)

科 目	決 算 額	備 考
計		

様式第 12 号（第 12 条関係）

第 年 月 日 号

様

新富町長

印

補助金等交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度新富町地域  
支えあい活動支援事業補助金については、新富町地域支えあい活動支援事業補助金  
交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、交付決定を取消したので通知する。

記

- 1 取 消 金 額 円
- 2 取 消 事 由

様式第1号 (第5条関係)  
様式第2号 (第5条関係)  
様式第3号 (第5条関係)  
様式第4号 (第5条関係)  
様式第5号 (第6条関係)  
様式第6号 (第7条関係)  
様式第7号 (第8条関係)  
様式第8号 (第10条関係)  
様式第8号別紙 (第10条関係)  
様式第9号 (第11条関係)  
様式第10号 (第11条関係)  
様式第11号 (第11条関係)  
様式第12号 (第12条関係)